

第4次京田辺市総合計画策定方針

1 計画策定の趣旨

本市では、市政運営の指針である「第3次京田辺市総合計画（以下「現行計画」という。）」に基づき、都市像「緑豊かで健康な文化田園都市」の実現を目指したまちづくりを進めておりますが、現行計画「基本構想」が平成32年度に、また、現行計画「まちづくりプラン」が平成31年度にそれぞれ目標年次を迎えることとなります。

今後も、これまで進めてきたまちづくりを継承し、更なる推進と深化を図るためにには、市の強みや魅力をより高めるとともに、様々な社会経済情勢の変化や時代の潮流、直面する課題などに的確に対応した、新たなまちづくりの指針を策定することが必要となってきます。

のことから、平成32年度以降を対象として新たに「次期総合計画」を策定し、まちの将来像を市民と共有しつつ、その実現に向けて、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するものとします。

2 計画の名称

計画の名称は「第4次京田辺市総合計画」とします。

3 計画の構成と期間

（1）計画の構成と期間

基本構想、まちづくりプランの二層構造とします。

・ 基本構想

まちづくりの基本的な理念や施策展開の基本的な方向性、目標を示すものとします。

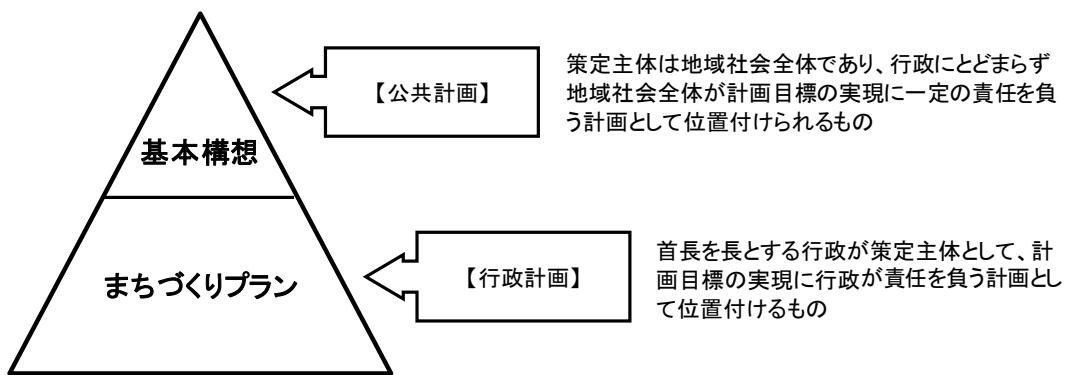
計画期間を12年間とし、中長期的なまちづくりを見据えたものとします。

・ まちづくりプラン

基本構想の目標の実現に向けて、重要かつ優先的に実施する施策・事業を示すものとします。

計画期間を前期、中期、後期、それぞれ4年間とし、市長任期と連動させ、マニフェストを反映した実行性のあるものとします。

◎計画の構成イメージ



◎計画の期間と市長任期との整理

年度	~H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44~
基本構想	現行(H18~H32)													
	→	基本構想 12年間(H32~H43)												策定期間
まちづくり プラン	現行(H28~H31)	まちづくりプラン【前期】 4年間(H32~H35)			まちづくりプラン【中期】 4年間(H36~H39)			まちづくりプラン【後期】 4年間(H40~H43)			策定期間	策定期間	策定期間	策定期間
市長任期 (マニフェスト)	↑ マニフェスト	4年間			4年間			4年間			マニフェスト	マニフェスト	マニフェスト	マニフェスト

(2) 個別計画との関係

総合計画を市の最上位計画として位置付け、重点化した施策や事業を示すものとすることから、個別の行政分野の計画については、総合計画との整合を図るとともに、それを補完する役割を担うものとします。

(3) 計画の進捗管理

施策の実効性を確保するため、客観的な評価・検証のできる指標（数値目標）の設定や、既存の行政管理システムの活用など、効果的な手法による進捗管理を行います。

4 計画策定の根拠

(1) 策定根拠の必要性

平成23年の地方自治法改正により、総合計画の基本構想の法的な策定義務はなくなったものの、総合計画の策定は、市民との共有・協働の下、地域の特性に応じた中長期的なまちづくりを進める上で極めて重要であることから、策定の法的根拠、手続等を定める必要があります。

(2) 策定根拠の条例化

総合計画の定義、議会の議決の明文化及びその対象を定める条例を制定するものとします。

なお、議決対象としては、重要性や公共性の観点から、法定時と同様に計画の上位部分であり、まちづくりの基本的な理念や方向性、目標を示す基本構想を対象とします。

5 計画策定の体制

(1) 総合計画審議会

総合計画審議会設置条例に基づく審議会を設置し、計画策定に係る事項について調査・審議を行います。

(2) 市議会

総合計画策定根拠条例や基本構想の審議・議決を受けるとともに、策定過程における適宜の情報提供を行います。

(3) 市民参画

市民満足度調査や市民アンケート、eモニター（たなモニ）、総合計画審議会への公募等による市民の参画、パブリックコメントなど、各種手法を活用し、策定過程における各段階での市民参加の機会を確保するとともに、広報紙やホームページなどの各種情報媒体を通じた適宜の情報提供を行います。

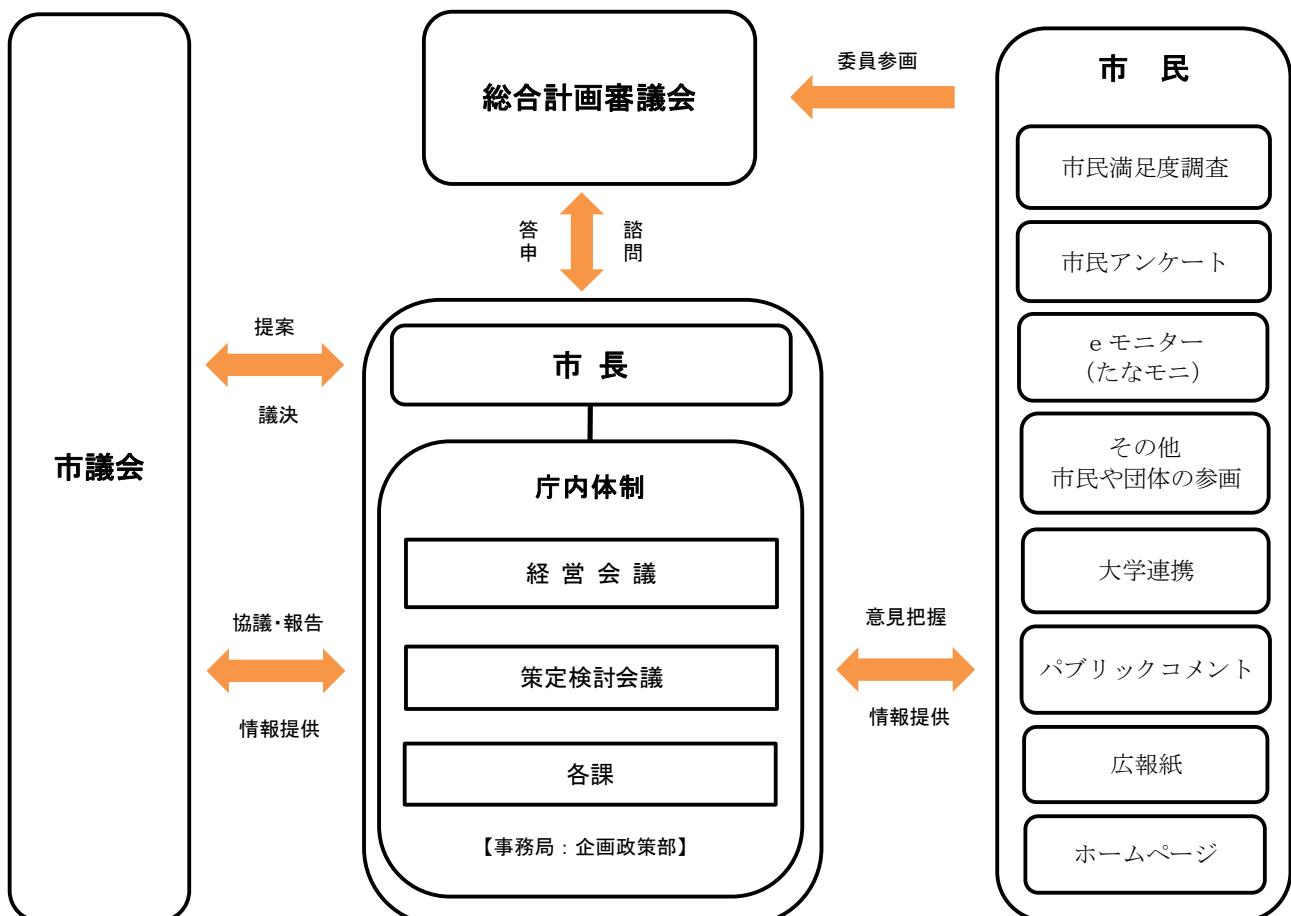
(4) 大学との連携

総合計画審議会への大学教員や学生の参画など、大学のあるまちとしての特色を生かした連携に取り組みます。

(5) 庁内体制

経営会議等の既存の会議体に加え、部局横断的な検討組織の設置、職員研修を通じた策定過程への職員参加の機会を設けるとともに、職員への適宜の情報提供による意識向上を行うことで、全庁的な体制により取り組みます。

◎計画の策定体制イメージ



6 策定スケジュール（年度ごとの想定）

（1）平成29年度（1年目）

- ・総合計画策定根拠条例の検討、制定（議決）
- ・基礎調査、市民ニーズ等把握、現行計画まちづくりプランの評価・総括

（2）平成30年度（2年目）

- ・基本構想の検討

（3）平成31年度（3年目）

- ・基本構想の取りまとめ、策定（議決）
- ・まちづくりプランの検討、取りまとめ
- ・第4次京田辺市総合計画の策定

◎計画策定スケジュールのイメージ

